

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、流動的な経営環境のもとで、企業の継続的な発展と株主価値向上のため、コーポレート・ガバナンスに関する体制の強化と推進を経営の最重要課題としております。

企業基盤を充実し、競争力、成長力を高め、企業価値を向上させるとともに社会的責任を果たしていくため、当社は取締役会、監査役会、経営会議、執行役員制度を軸とした業務執行機能及び内部監査機能を中心に、業務の有効性、効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全を中心に、効率的で適法な企業体制を構築、維持することとしております。

更に、当社及びグループ子会社の事業活動の適正と統制を確保するため、当社監査室が業務監査等のモニタリングを行う他、事業活動の状況等をモニタリングし、当社グループとしてのガバナンス体制の推進を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

＜独立社外取締役の有効な活用＞

原則4－8：当社では、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を1名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。原則にある2名以上の選任については、適任者の人選は進めておりますが、適切な候補者の選定には至らず、引き続き活動してまいります。

＜任意の仕組みの活用＞

原則4－10：当社では、独立社外取締役および社外監査役、計3名の独立役員が独立した中立的な立場にて取締役会の審議状況などを牽制する体制を取っております。今後更なる統治機能の充実に図るべく、取締役の報酬体系及び取締役・監査役の選任について、独立社外取締役に事前に意見を求めた上で、決定する方向で検討しております。

補充原則4－10－1：取締役の指名・監査役の指名については、事前に社外取締役に意見を求めた上で、株主総会議案として、取締役会で決定することを検討しております。

＜取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件＞

補充原則4－11－3：取締役会では、主に社外取締役・社外監査役から、随時取締役会の運営方法について意見が出され、それらの意見を反映して取締役会の実効性の強化につなげるべく、取締役会運営の見直しにつなげております。今後は定期的に各取締役による取締役会の自己評価を実施して一層のコーポレートガバナンス体制の充実と、取締役会の機能向上につなげていくことを検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

＜政策保有株式＞

原則1－4：当社は、現在政策保有株式を有しておりませんが、上場株式を新規に政策保有する場合は、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資することを確認した上で新規保有や継続保有を判断いたします。当社では、中長期的な視点で企業価値向上につながるか、または当社の株式保有の意義が損なわれないかを当社判断基準として議決権の行使を行います。

＜関連当事者間の取引＞

原則1－7：当社は、当社役員、当社役員が実質的に支配する法人との取引を行う場合は、法令等の定めに従い、取締役会等にて承認、確認等を行っております。また、主要株主との取引が発生する場合は、第三者との取引と同様に決定しております。

＜情報開示の充実＞

原則3－1：

(1)当社の経営理念や経営戦略、経営計画については、当社ホームページ、決算説明会資料等にて開示しております。

http://unext.co.jp/ir/

(2)コーポレートガバナンスの基本方針はコーポレートガバナンス報告書に開示していますのでご参照下さい。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬については、当該年度の実績や、マネジメントにおける重要性、他社とのバランスなどを総合的に勘案して、代表取締役に一任する形で決定を行っております。今後、取締役の報酬体系について、事前に社外取締役に意見を求めた上で、取締役会で決定し、その方針に基づき各個人の報酬額を代表取締役が決定することを検討しております。

(4)取締役会が経営陣幹部・取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、担当分野における豊富な経験や高度な専門性に加えて、厳格な職業倫理意識を有する人物を候補者として、取締役会にてその適格性について検討し決定しております。なお、監査役については、監査役会の同意を得て指名しております。今後、取締役の指名・監査役の指名について、事前に社外取締役に意見を求めた上で、株主総会議案として、取締役会で決定することを検討しております。

(5)取締役及び監査役の選任理由については、概ね略歴の記載をもって適正性を判断するものと考えております。また、特に社外取締役候補者の選任理由については、株主総会招集通知において開示しております。今後は取締役及び監査役についても社外取締役同様の開示をすることを実施いたします。

＜取締役会の役割・責務(1)＞

補充原則4－1－1：取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については、稟議による社長決裁／役員決裁に委任しております。また、業務執行責任者および社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しております。

＜独立社外取締役の有効な活用＞

原則4－8：前記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

＜独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞

原則4－9：当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠した基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

＜取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件＞

補充原則4－11－1：当社の取締役会は、定款で定める取締役7名以内、監査役は4名以内の員数の範囲内で構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスを配慮し多様性を確保した人員で構成することを、基本的な考え方としております。

補充原則4－11－2：社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、招集通知等にて開示しております。

補充原則4－11－3：前記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

＜取締役・監査役のトレーニング＞

補充原則4－14－2：当社では、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深める

ことを目的に、就任時およびその後も継続的に、これらに関する情報提供を行っております。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割および責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の紹介、費用の支援等を行っております。

＜株主との建設的な対話に関する方針＞

原則5－1：当社では、IR担当取締役を選任するとともに、広報IR部をIR担当部署としております。広報IR部は、財務経理部、経営企画部、人事総務部等IR活動に関連する部署を統轄し、日常的な部署間の連携を図っております。株主や投資家に対しては、経営トップが出席する決算説明会を半期に1回開催しております。それらで得られる株主の反応は、随時、経営陣幹部および取締役会に報告しております。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社UNO-HOLDINGS	10,530,000	64.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,045,400	6.36
株式会社光通信	982,000	5.98
吉岡 裕之	139,400	0.85
U-NEXT社員持株会	112,600	0.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	98,300	0.60
杉山 カー	80,900	0.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	62,100	0.38
CBHK-TAUWAN LIFE INSURANCE CO., LTD-1	60,000	0.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	58,000	0.35

支配株主(親会社を除く)の有無	株式会社UNO-HOLDINGS
親会社の有無	なし

補足説明

支配株主である株式会社UNO-HOLDINGSは、当社代表取締役が100%株式を所有する資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引条件等については、他の資本関係のない会社と取引する場合と同様、取引の内容及び条件等に関してその妥当性を慎重に検討して決定し、特定株主の利益になるような意思決定が行われないよう留意してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
夏野 剛	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
夏野 剛	○	夏野剛氏は現在カドカワ株式会社取締役 に在任しております。カドカワ株式会社と 当社は、コンテンツ供給等の取引関係が ありますが、取引の規模、性質に照らし て、株主・投資者の判断に影響を及ぼす おそれはないと判断されることから、取引 の概要の記載を省略いたします。	企業経営に関する豊富な経験・知識から、当 社の経営に対する助言・意見を得るため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査計画から報告まで定期的に会合を設け、決算時には監査報告を受けております。

監査役は監査室と定期的に打ち合わせを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受けるとともに、内部監査の実施計画、実施方法、改善策等について意見交換を行っております。

また監査役は、社内各部署、各グループ会社の監査にあたり、監査室と連携して、役職員からのヒアリング、書類の閲覧、実地調査等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
須原 伸太郎	公認会計士													○
大井 法子	弁護士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須原 伸太郎		須原伸太郎氏は現在株式会社キネマ旬報社社外取締役に在任しております。株式会社キネマ旬報社と当社は、コンテンツ供給の取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	主に会計財務・企業経営に関する豊富な経験・知識から、当社の経営に対する助言・意見を得るため。
大井 法子		—	法務に関する豊富な経験・知識から、当社の経営に対する助言・意見を得るため。

【独立役員関係】

独立役員の数	1 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上意欲や士気を高めるために、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員に対して、当社の業績向上意欲や、士気を高めるためにストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上のものが存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会の決議による報酬限度額の範囲内において決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対しては、取締役会事務局(管理本部内各部署)が事前に資料を提供し、必要に応じて詳細な説明を行っています。また、問い合わせに対しては、管理本部にて、必要な情報提供を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会制度を採用し、各監査役が取締役の業務執行の適法性を監査しております。また、取締役会においては、独立性の高い社外取締役1名と社外監査役2名が参加し、積極的な発言をすることにより、公正な意思決定が下されるよう、牽制を働かせております。

業務執行事項については、法令・定款及び社内規程の定めにより、取締役会決議事項とされている重要性の高い事項については、取締役会にて慎重に意思決定を行っております。取締役会は月1回の定例の他、必要に応じて臨時に開催しております。

監査役は、取締役会及び経営会議に出席して、取締役の業務執行の適法性を監査するとともに、必要に応じて会社の役員から報告及び説明を受け、主要な事業所及び子会社の調査等を行っております。監査役会は月1回の定例の他、必要に応じて臨時に開催しております。

また、当社の内部監査を担当する監査室は、監査役と連携して各事業部門及び子会社の監査を実施し、その結果を四半期に一度取締役会に報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制を整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の重要な課題の一つに位置付けております。当社は取締役会に独立性の高い社外取締役が参画しており、同じく独立性の高い社外監査役2名が監査を実施しており、社外からの経営への監視・助言機能が十分に働いていると考えているため、現状の体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主に議案の内容を理解していただく十分な期間を持っていたくため、招集通知の早期発送に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を避けて決算期を12月とし、定時株主総会の開催を3月に行えるようにしております。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主が議決権を行使できるように、PC及びインターネットを通じた議決権の行使を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	ホームページ上に英語版の要約した招集通知の掲載を検討しております。
その他	招集通知の電子化についても実施しており、招集通知及び決議通知のご報告については、当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上に掲載する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表者および他の役員が業績や経営戦略について説明する個人投資家向けセミナーの開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度予算および第2四半期決算について、代表者および他の役員が業績や経営戦略について説明するアナリスト、機関投資家向け説明会の開催を検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表者および他の役員による海外投資家訪問を実施、もしくは電話会議、TV会議等を検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上にて、決算情報、適時開示資料、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 広報IR部が担当します。	
その他	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役員は、「U-NEXTグループ行動規範」を念頭において事業活動を行うことにより、ステークホルダーの立場を尊重し、法令及びその精神並びに社内諸規程を遵守し、社会的良識をもった責任ある行動をとっております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	コンテンツ配信、モバイル通信インフラの構築などの成長産業に軸足を置き、継続的に雇用を生み出すことが社会貢献に繋がると認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対しまして、「金融商品取引法」、「東京証券取引所規則」、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則」、その他関連法規等を遵守し、適時・適切に企業情報を公平に開示することを基本方針としております。
その他	—

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(コンプライアンス体制)
(1) 当社および子会社(以下「当社グループ」といいます。)の取締役および使用人(以下「役職員」といいます。)の業務執行が法令および定款に適合することを確保するため、「U-NEXTグループ行動規範」を制定し、法令順守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組みます。
(2) 当社グループの役職員による「U-NEXTグループ行動規範」の徹底と実践的運用を行うため、教育、研修を実施するとともに、「内部通報規程」を整備します。
(3) 当社グループの反社会的勢力、団体との関係を根絶するため、「U-NEXTグループ行動規範」に「反社会的行為の根絶」を明記するとともに、「反社会的勢力の排除に関する規程」を整備し、教育、研修の実施、不当要求を受けた場合の通報連絡体制の整備、取引業者との契約への反社会的勢力排除条項の明記など、実践的運用のための社内体制を整備し徹底します。
(内部監査体制)
(1) 内部統制、牽制機能として監査室を設置し、代表取締役が承認した監査計画にもとづき、当社グループの各業務執行部門(子会社を含みまず。)の活動全般に関して内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに監査役に報告します。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(リスク管理体制)
(1) 総合的なリスク管理に関する規程を定め、当社グループに重大な影響を及ぼすリスク全般の管理およびリスク発生時の対応を的確に行える体制を整備します。
(2) 品質、安全、環境、災害、情報等、機能別の各種のリスクについては、その機能に応じて対応する部門、部署あるいは委員会等を設けることにより、リスクの未然防止や再発防止等を的確に行える体制を整備します。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(効率的な業務執行の体制)
(1) 戦略決定、経営監督機能と業務執行機能を明確にし、効率的な運営を行うため、取締役を少数化し、執行役員制度を導入します。
(2) 取締役会の審議を更に活性化し、経営監督機能を強化するため、社外取締役を選任します。
(3) 業務執行に関わる重要事項の決裁、戦略決定などを効率的に行うために各種会議体を設置し、取締役会が定めた「業務分掌規程」および「業務決裁規程」にもとづき審議、決定し、実施します。
4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(業務執行に関する情報の保存および管理)
(1) 「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」を定め、取締役会議事録、議案書類、各種契約書類その他の業務執行状況を示す主要な情報を適切に保存、管理するとともに、電子情報を安全かつ有効に活用するための社内体制を整備します。
5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(企業集団における業務適正化の体制)
(1) 「グループ会社管理規程」の定めにより管理を行います。
(2) 「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングし、必要に応じて適切な指導・助言を行います。
(3) 監査室による内部監査を実施するとともに、監査役の派遣等を通じて、適宜、子会社の適正な業務執行を監視します。
(4) 子会社は、業務の適正を確保するため、事業の特性に応じて社内規程を整備します。
(5) 財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持、向上に資するために必要な内部統制の体制を整備し、運用します。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(監査役の監査体制に関する事項)
(1) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことおよび置く場合の員数については、監査役会の意見を聴取し、関係各方面の意見を十分に考慮して、取締役会が決定します。
(2) 前号の使用人は、監査役の直接指揮により、監査上必要な情報の収集の権限を持って業務を行います。また、当該使用人の人事異動等については、事前に監査役会の同意を得ることとします。
7. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(監査環境の整備)
(1) 補助使用人の業務が円滑に行われるよう、役職員は、監査環境の整備に協力するものとします。
8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(業務執行に関する監査役への報告体制)
(1) 当社グループの役職員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社あるいは子会社に著しい信用失墜や損害を及ぼす恐れのある事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為が発生した場合は、遅滞なく報告します。また、監査室が行う内部監査の結果や「内部通報規程」による通報の状況についても報告します。
(2) 当社グループは、内部通報システムの適用対象に子会社を含め、監査役への適切な報告体制を確保するものとします。
9. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(内部通報に関する規程の整備)
(1) 通報をした役職員が、監査役への報告又は内部通報窓口への通報により、人事評価等において不利な取り扱いを受けることがないよう規程等を整備します。
10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(監査役の職務の執行について生ずる費用の処理)
(1) 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(監査役の重要会議への出席権の確保)
(1) 監査役による業務執行の監査が実効的に行われることを確保するため、代表取締役と監査役は、定期的に経営情報を共有する機会を持つとともに、「経営会議」などの重要な会議に、監査役会の指名した監査役が出席します。
(監査役による計算書類等の監査に関する事項)
(1) 監査役は、会計監査人の監査の方法、結果の相当性を判断し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の年次監査計画について事前に確認し、逐次、監査結果の報告を受けます。
(2) 監査役と会計監査人が相互に連携を保ち、効率的な監査のできる体制を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力、団体との関係を根絶するため、「U-NEXTグループ行動規範」に「反社会的行為の根絶」を明記するとともに、「反社会的勢力の排除に関する規程」を整備し、教育、研修の実施、不当要求を受けた場合の通報連絡体制の整備、取引業者との契約への反社会的勢力排除条項の明記など、実践的運用のための社内体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

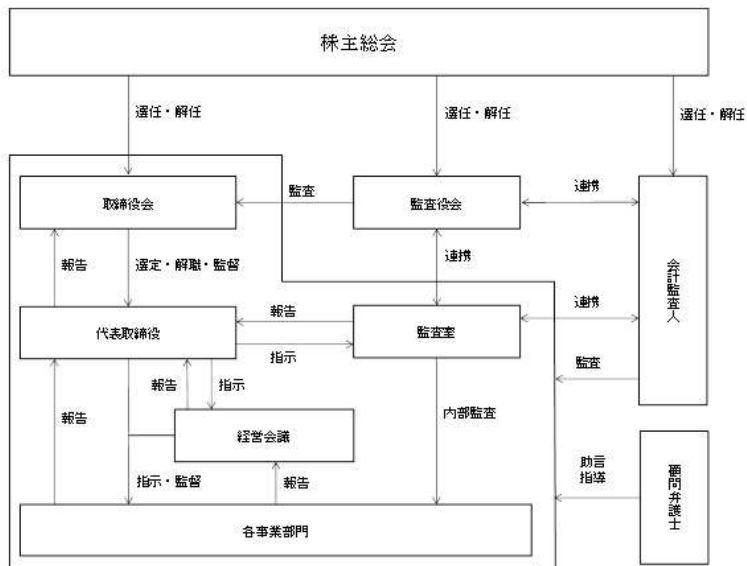
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

